

奈良市議会議員政治倫理条例（案）に対する各会派・無所属議員からの意見記入シート

<今後の特別委員会での協議予定：4月26日（木）・第1条から第6条まで 5月・第7条から第14条まで>

<H24. 4. 11 現在>

<p>奈良市議会議員政治倫理条例（案）</p>	<p>会派名または無所属議員名：公明党奈良市議会議員団</p>
<p>（目的） 第1条 この条例は、奈良市議会議員（以下「議員」という）が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、<u>自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置</u>を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚をもち、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>※前文との整合性を図り、「目的」にふさわしい肯定的な表現とするため、条例案の「<u>自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置</u>」の箇所を、「<u>議員活動を行う際に遵守すべき政治倫理に関する基本となる事項について</u>」という文章に変更する。</p>
<p>（議員の責務） 第2条 議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し、自ら進んでその高潔性を実証するとともに常に市民全体の利益を擁護し、公共の利益を損なうようなことがあってはならない。</p>	<p>※「議員の責務」の項目は、より具体的な条項を盛り込むべきであると考え、他市の条例を参考にし、以下のような条文としました。 （議員の責務） 第2条 議員は、市政に関わる権能と責務を深く自覚し、自ら研鑽を積み、資質を高めてその品位保持に努めるとともに、次条に規定する政治倫理基準を遵守して政治活動を行わなければならない。 2 議員は公正な職務を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。 3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑が持たれたときは、自ら率先して誠実かつ真摯に、真実を明らかにして説明責任を果たさなければならない。</p>
<p>（市民の責務） 第3条 市民は、自らも主権者として市政を担い、公共の利益を実現する責務を負うものであるとの自覚をもち、議員に対し、次に掲げる働きかけを行ってはならない。 (1) 前条第1項第3号に規定する工事等の指名または選定の依頼 (2) 市職員の採用に関する推薦または紹介の依頼 (3) 道義的批判を受けるおそれのある寄付行為 (4) 飲食の供与等社会通念上疑惑をもたれるおそれのある行為 (5) その他、その地位による影響力を不正に行史させるような働きかけ</p>	<p>※「市民の責務」は、議会議員政治倫理条例において必要性がないと考えますので、削除としました。</p>

(政治倫理基準)

第4条 議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 議員は、市民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるような恐れのある行為をしてはならない。
 - (2) 議員は、刑法上の規定による贈収賄罪に該当するか否かを問わず、その職務の公正を疑わせるような金品等の授受の行為をしてはならない。
 - (3) 議員は、市、及び市の出資法人（市が資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人、及び市と密接な関係にあると認められる法人をいう。以下同じ。）が関係する公共工事、業務委託、物品納入及び使用資材の購入（以下「工事等」という）並びにこれらの下請けに関して特定の個人、企業、団体等の推薦又は紹介をするなど有利な取り計らいをしてはならない。
 - (4) 議員は、市が行う許認可等の処分や指定管理者の指定に関して特定の個人、企業、団体等の推薦又は紹介をするなど有利な取り計らいをしてはならない。
 - (5) 議員は、公正な人事を図るため、市職員（臨時職員を含む）の採用、並びに市職員の昇格、異動の人事に関して推薦、紹介等の関与をしてはならない。
 - (6) 政治活動に関して法人その他の団体（政党その他の政治団体を除く。）から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けさせてはならない。
 - (7) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけてはならない。
 - (8) 議員は、その地位を利用して、市職員に対する物品等の販売その他市職員との各種契約の締結を行ってはならない。
 - (9) 議員は、市の出資法人又は市が補助金等を交付する団体等の役員に就任してはならない。
- 2 議員は、政治倫理に違反する事実があるとの疑惑がもたれた場合は、第7条に定める政治倫理審査会に出席し、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その職責を明らかにしなければならない。

※◎条例案をもとにし、より具体的な倫理基準を表現するべきであると考え、先進事例に習い、条文を変更致しました。尚、条例案第1項は、は以下のように公明党案に含まれると考えます。

- ・条例案第4条1項1号⇒公明党案第2条1項と第4条1項
- ・条例案第4条1項2号⇒公明党案第4条2項
- ・条例案第4条1項3号⇒公明党案第4条1項1号
- ・条例案第4条1項4号⇒公明党案第4条1項4号
- ・条例案第4条1項5号⇒公明党案第4条1項3号
- ・条例案第4条1項6号⇒公明党案第4条4項
- ・条例案第4条1項7号⇒公明党案第4条3項
- ・条例案第4条1項8号⇒公明党案第4条3項

◎条例案第1項9号につきましては、必要性がないと考えますので、削除しております。

(政治倫理基準の遵守)

第3条 議員は、市長その他の執行機関及びその補助機関並びに関係団体（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する市の指定管理者及び市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人をいう。以下同じ。）及びその役職員（以下「職員等」という。）に対し、その地位を利用することにより、次に掲げる行為によって、公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるような働きかけをしてはならない。

- (1) 公共工事その他請負等のあっせん
 - (2) 公共施設の入居等の契約に関する推薦
 - (3) 執行機関の補助機関及び関係団体の役職員の採用、異動、昇任その他の人事への関与
 - (4) 許認可及び補助金その他の給付の決定への関与
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、職員等の公正な職務の執行を妨げる行為
 - (6) 議員は、その地位を利用して、市職員に対する物品等の販売その他市職員との各種契約を行ってはいけない。
- 2 議員はその地位を利用して、いかなる金品も受領してはならない
 - 3 議員は、その地位を利用して、特定の個人又は団体に対して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。
 - 4 議員は、政治的又は道義的な批判をうけるおそれのある政治活動に関する寄附（議員の後援団体に対するものを含む。）を受けてはならない。
 - 5 議員は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の選挙に関する法令に定める寄附、飲食の供与等その他の不正の疑惑を持たれる行為をしてはならない。
 - 6 議員は、政治倫理に違反する事実があるとの疑惑がもたれた場合は、第1条に定める政治倫理審査会に出席し、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その職責を明らかにしなければならない。

<p>(市の工事等の契約に関する遵守事項)</p> <p>第5条 議員の配偶者並びに3親等以内の親族または同居の親族、議員が役員をしている企業、議員が実質的に経営に携わっている企業は、第4条第1項第3号に規定する工事等の直接契約について辞退しなければならない。</p> <p>2 議員は、前項の規定により関係企業が契約を辞退するときは、市民に疑惑をもたれないように責任をもって関係企業の辞退届を提出するものとする。</p> <p>3 前項の辞退届は、議員の任期開始の日から30日以内に市議会議長（以下「議長」という）に提出するものとする。</p> <p>4 議長は、前項の規定により提出された辞退届の写しを市長に送付しなければならない。</p> <p>5 市長は、議員の辞退届の提出状況を公表するものとする。</p>	<p>※◎公明党案の第1項は、市側条例案を踏襲しております。ただし、地方自治法の引用は、議員が該当する第92条としております。また文末を、規範規定から努力規定へと、変更しております。</p> <p>◎第2項は、基本的には条例案第2項と同じですが、文末を努力規定に変更しております。</p> <p>◎第3項は、条例案第3項と同じ内容の条文としております。</p> <p>◎条例案の第4項及び第5項につきましては、市長と議員は対等の立場であり、市長は議員の監督責任を負うことはない、との考えから削除しております。代わりに、公明党案第4項は、議長の公表権限を明記しております。</p> <p>(市の工事等の契約に関する遵守事項)</p> <p>第4条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重して、議員の配偶者並びに2親等以内の親族または同居の家族、議員が役員をしている企業、議員が実質的に経営に携わっている企業に対し、市の請負契約（下請負を含む。）、一般物品納入契約、業務委託契約（以下「請負契約等」という。）及び指定管理者の指定の申し入れを辞退させるよう努めなければならない。</p> <p>2 議員は、前項に規定する関係企業が契約を辞退するときは、市民に疑惑をもたれないように責任をもって関連企業の辞退届を、議長に提出するよう努めなければならない。</p> <p>3 辞退届は、任用開始の日から30日以内を目途に提出するものとする。</p> <p>4 議長は、辞退届の提出状況を公表するものとする。</p>
<p>(宣誓書の提出)</p> <p>第6条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から30日以内に、別に定める宣誓書を議長に提出しなければならない。</p> <p>2 議長は、前項の宣誓書を提出しない議員があるときは、その氏名を速やかに公表しなければならない。</p>	<p>※「宣誓書の提出」という条項につきましては調査の結果、2つのタイプがあり、比較検討する意味で、公明党案としては、条例案とは異なるもう一つのタイプの条文を、提示しております。条例案に比べると公明党案は、強制力を少し和らげた条文となっております。</p> <p>(宣誓書の提出)</p> <p>第5条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、別に定める宣誓書を議長に提出しなければならない。</p> <p>2 議長は、前項により規定された宣誓書を保管しなければならない。</p>

<p>(市民の調査請求権)</p> <p>第7条 市民は、議員が第2条及び第4条の規定に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する書面を添え、議員3名以上の紹介、又は地方自治法第18条に定める選挙権を有する者の100人以上の連署とともに、文書で議長に調査を請求できる。</p> <p>2 議長は、前項の規定による請求を受けたときは、10日以内にその書面の写しを添えて奈良市政治倫理審査会条例(平成〇年奈良市条例第〇条)に基づき設置する奈良市政治倫理審査会(以下「審査会」という)に調査を求めるものとする。</p>	<p>(市民の調査請求権)</p> <p>第6条⇒条文は、奈良市側条例案との整合性を持たせた内容とする。</p>
<p>(審査会の調査)</p> <p>第8条 審査会は、第7条第2項の規定により調査を求められたときは、当該事実の存否の調査を行い、60日以内に調査結果報告書を議長に提出しなければならない。</p> <p>2 議長は、前項の規定により調査結果の報告書の提出を受けたときは、10日以内に請求者に文書で回答するとともに、速やかに公表しなければならない。</p> <p>3 審査会は、第1項の調査を行うため、関係者から資料の提出を求め、事情聴取を行うことができる。</p>	<p>(審査会の調査)</p> <p>第7条⇒条文は、原案どおり。</p>

<p>(遵守事項の違反行為に対する措置)</p> <p>第9条 議員が第4条に違反している疑いがある場合、議長は、速やかに審査会に調査を依頼しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により調査した結果、第4条の規定に違反しているとの結果が出た場合は、市長は、当該契約を締結してはならない。この場合において、市長は、その旨を公表するものとする。</p>	<p>(遵守事項の違反行為に対する措置)</p> <p>第8条⇒条文は、原案どおり。</p>
<p>(贈収賄罪による起訴後の説明会)</p> <p>第10条 議員が刑法第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪により起訴され、なおその職にとどまろうとするときは、議長は、当該議員の請求により、市民に対する説明会を開催し、当該議員に出席、釈明させるものとする。</p> <p>2 前項の説明会開催請求は、起訴された日から50日以内にしなければならない。</p>	<p>(起訴後の説明会)</p> <p>第9条 議員が刑法第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪及び公職にある者等おあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)定めるその他刑事犯の容疑により起訴され、なおその職にとどまろうとするときは、議長は、当該議員に出席、釈明させるものとする。⇒第1項については、一部修正。太字下線部のとおり、奈良市側条例案第13条第1項の条文を追加し、条項名も変更しております。第2項は、原案どおり。</p>

<p>(資産報告書の提出)</p> <p>第11条 審査会は、事案の解明のため必要があるときは、資産報告書の提出を求めることができる。</p> <p>2 審査会は、前項による資産報告書の提出があったときは、これを市民に公開する。</p>	<p>(資産報告書の提出)</p> <p>第10条⇒条文は、原案どおり。</p>
<p>(議員の協力義務等)</p> <p>第12条 議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、または会議に出席し意見を述べなければならない。</p> <p>2 審査会は、必要があると認めるときは、公務所及び公私の団体等に照会して実態を明らかにするものとする。</p> <p>3 審査会は、議員が虚偽の報告をしたとき、または調査に協力しなかったときは、その旨を公表するものとする。</p>	<p>(議員の協力義務等)</p> <p>第11条⇒条文は、原案どおり。</p>

<p>(調査結果等の公表)</p> <p>第13条 条例第6条2項、第8条2項、第9条2項、第11条2項、第12条3項の公表は、次に掲げる方法により行う。</p> <p>(1) 市の広報紙又は議会の広報紙に掲載する方法</p> <p>(2) その他議長が適当と認める方法</p>	<p>(調査結果等の公表)</p> <p>第12条 条例第7条2項、第8条2項、第9条2項、第10条2項の公表は、次に掲げる方法により行う。⇒第1項について、一部修正。他は、原案どおり。</p>
<p>(委任)</p> <p>第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は平成 年 月 日から施行する。</p> <p>(経過規定)</p> <p>1 この条例の施行の際、現に議員である者の第5条の規定の適用については、同条第3項中「議員の任期開始の日」とあるのは「この条例の施行の日」とする。</p> <p>2 この条例の施行の際、既に工事等の契約を締結しているものについては、この条例は、適用しない。</p>	<p>(委任)</p> <p>第13条 ⇒条文は、原案どおり。</p>